平成 20 年 2 月 7 日提出

旧吉田茂邸建物利活用に係る提案書

大　磯　町

1. はじめに

旧吉田茂邸は、神奈川県が都市公園として整備し、建物部分は当町が県の許可を得て管理運営を図る方向性が打ち出されております。

この提案は当町が、建物等の利活用や維持管理のコンセプトについて、旧吉田茂邸活用検討会議より提出された「旧吉田茂邸利活用に関する提言書」、町民からの意見公募及び町議会の意見をふまえ、提出するものです。

なお、提案の内容については、今後、各種課題を踏まえ、県が行う建物補修改修の実現性の検討や、県と町との役割分担の明確化が必要なものも含まれます。

2. 建物部分の維持管理・利活用コンセプトについて

母屋は全て保存活用を前提とし、県が行う補修改修後に当町が県より許可を得たうえで維持管理を行います。

母屋のうち本邸部分は、戦後政治史における歴史的価値や建築的価値から県民共有の財産として保全を図り、旧邸部分は県民が利用できる施設として積極的な活用を図ります。

また、将来にわたり安定した運営を持続可能とするため、民間活力の導入等による効果的、効率的な維持管理を図るとともに、収益性の確保にも最大限努めます。

（1）利活用の方向性について

母屋を使用目的に合わせて 3 つの区域にゾーニングし、それぞれの目的に応じた活用を検討します。【※別添資料２参照】

① 歴史的建造物・地域貴賓館ゾーン

吉田五十八設計で吉田茂が迎賓館として増築した荘厳なつくりの本邸部分は「歴史的建造物」と「地域貴賓館」ゾーンとしての保存活用を検討します。

＜具体的な利活用案＞

・１階客間、食堂、温室、２階居間及び寝室部分を有料見学ゾーンとして公開。

・１階食堂及び２階北側居間部分を、パーティーや会食等が出来る貴賓室として活用。

② 県民利用・休憩ゾーン

戦前の建物部分である旧邸部分は、県民利用施設や休憩施設としての活用を検討します。

＜具体的な利活用案＞

・軽食・喫茶室や県民が多目的に利用できる貸室等として活用。

③ 事務管理ゾーン

歴史的建造物・地域貴賓館ゾーンと県民利用・休憩ゾーンの中間に位置する建物中央部分は、事務管理スペースとしての活用を検討します。

(2) 維持管理の方向性について

指定管理者制度等、民間活力の積極的な導入により、効果的、効率的な維持管理運営を図ります。

さらに入館料収入のほか、ガイドツアーの導入や記念品の開発、付加価値の高い貴賓室の利用促進等により収益性の確保を図り、維持管理費の負担軽減に努めます。

また、建物を永年にわたり保存するためには、日常的な維持管理の他に定期的な修繕が必要となるため、収益金の扱いも含め、県と町との費用負担や役割分担について、今後調整を図ります。

(3) 改修の方向性について

県が建物補修改修を実施する際には、町が提案する建物部分の維持管理・利活用コンセプトを勘案し、その実現性確保にご配慮をお願いします。

4. 庭園整備に関する要望事項

県が施行予定の庭園整備に対し、以下のとおり要望します。【※別添資料３参照】

(1) 松林の再生

旧吉田茂邸は白砂青松に象徴される「こゆるぎの浜」の一郭に位置し、松林は象徴的存在でしたが、現状は松くい虫の被害等により荒廃しております。したがって、松林の再生を要望します。

(2) バラ園の再生

日本バラの会会長を務めた吉田茂は、各国から贈られた各種バラを植え「バラ園」を造り、バラ作りを趣味とされていました。松林と並び庭園の象徴としてバラ園の再生を要望します。

なお、バラ園の再生には駐車場等他の公園施設との調整を要するため、規模や位置については全体的な公園整備計画の中で調整されるものと認識しております。

(3) 古道の整備

庭園内には趣のある古道が通っており、散策路の一部として利用できるよう再整備を要望します。

(4) 多目的ガーデンの整備

庭園を散策以外の目的での利活用を図るため、本邸の軽喫茶室と連携してガーデンパーティー等多目的に利用できる庭の整備を要望します。

(5) 連絡橋と駐車場の整備

大磯城山公園との一体化のために国道 1 号を跨ぐ連絡橋の設置や、不法駐車防止のため駐車場の確保について要望します。

5. その他関連事項

当町では、旧吉田茂邸を「（仮称）大磯近代歴史文化公園ゾーン」の拠点施設として活用するため、関連事項として次の項目について検討します。

(1) 記念室設置の検討

当町は明治以降、初代総理大臣伊藤博文を始め山縣有朋や大隈重信等多数の政界人や、安田財閥創始者安田善次郎や三井財閥総本家三井高棟などの財界人が居を構え、わが国有数の邸園文化圏を形成してきました。しかし、近年多くの建物が失われつつあり、貴重な資料が散逸しております。したがいまして、大磯の邸園文化を記録・紹介する記念室等の設置を今後検討します。

(2) 地域活性化方策との連携

本施設を神奈川県の「大磯近代歴史文化公園ゾーン」事業及び大磯「歴史と

味の散歩路」事業の拠点施設と位置づけ、他の歴史的・文化的施設との連携を図り、さらに各種イベントとの積極的な連携等を図ることにより、地域の芸術文化、観光及び地域経済の活性化を推進します。

６. 別添資料

資料１ 旧吉田茂邸利活用に関する提言書
資料２ 旧吉田茂邸建物利活用ゾーニング（案）
資料３ 旧吉田茂邸庭園整備に関する要望箇所図

資料２

旧吉田茂邸建物利活用のゾーニング（案）

以下の案は、今後県が行う建物補修改修の実現性や、公園全体の管理計画等との調整を要するものも含まれます。

本邸部分

歴史的建造物の佇まいを保全

・心字池のある日本庭園に面し、贅をつくした造りを持つ戦後の増築部は歴史的建造物として、一般公開を検討する。

・歴史的建造物の保全のために建物の見学は事前申込み制にして、利用人数を限定したガイドツアーにて公開を検討する。

・眺めの良い大きな部屋はパーティや法事など貴賓館的に実際に利用できるよう検討する。

旧邸部分

事務管理室として使用

・建物の中央部に事務管理室を置く。

県民利用施設・休憩施設として利用

・梅林、竹林、松籟の庭に面して、近く、眺めの良い座敷は県民利用・休憩施設として活用を検討する。

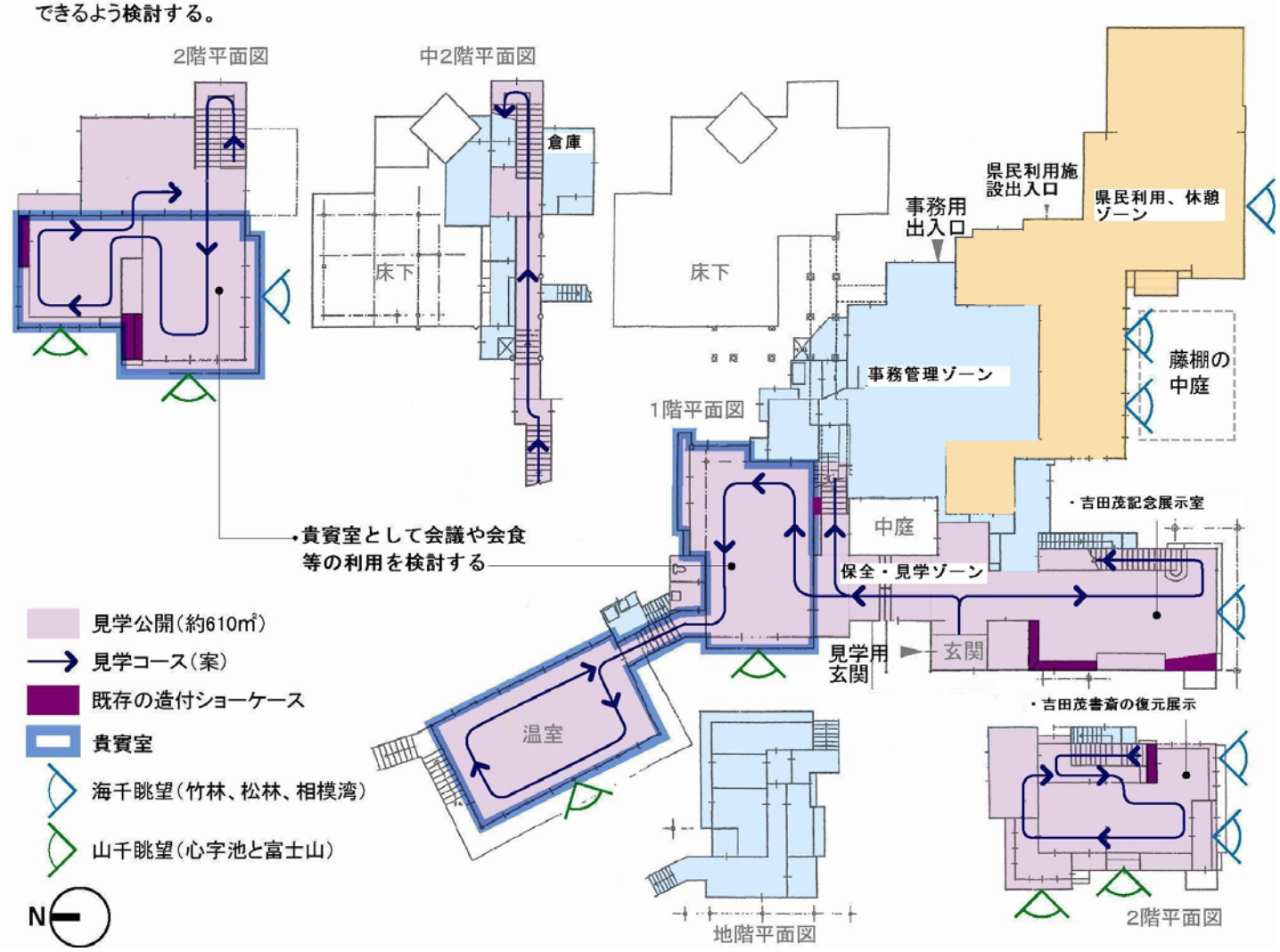

資料２

旧吉田茂邸建物利活用のゾーニング（案）

以下の案は、今後県が行う建物補修改修の実現性や、公園全体の管理計画等との調整を要するものも含まれます。

本邸部分　　旧邸部分

歴史的建造物の佇まいを保全

・心字池のある日本庭園に面し、贅をつくした造りを持つ戦後の増築部は歴史的建造物として、一般公開を検討する。

・歴史的建造物の保全のために建物の見学は事前申込み制にして、利用人数を限定したガイドツアーにて公開を検討する。

・眺めの良い大きな部屋はパーティや法事など貴賓館的に実際に利用できるよう検討する。

事務管理室として使用

・建物の中央部に事務管理室を置く。

県民利用施設・休憩施設として利用

・梅林、竹林、松籟の庭に面して、近く、眺めの良い座敷は県民利用・休憩施設として活用を検討する。

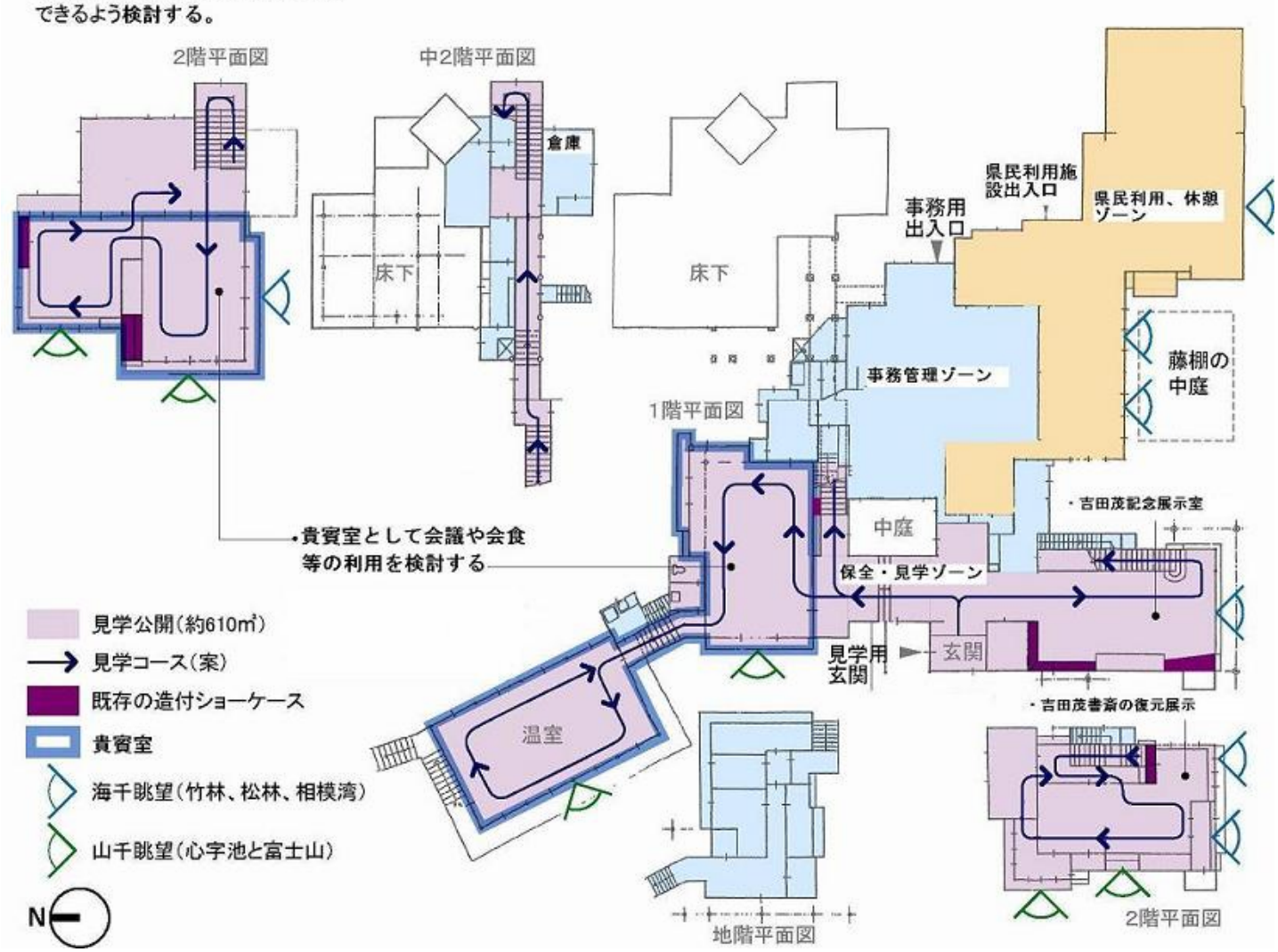

資料３
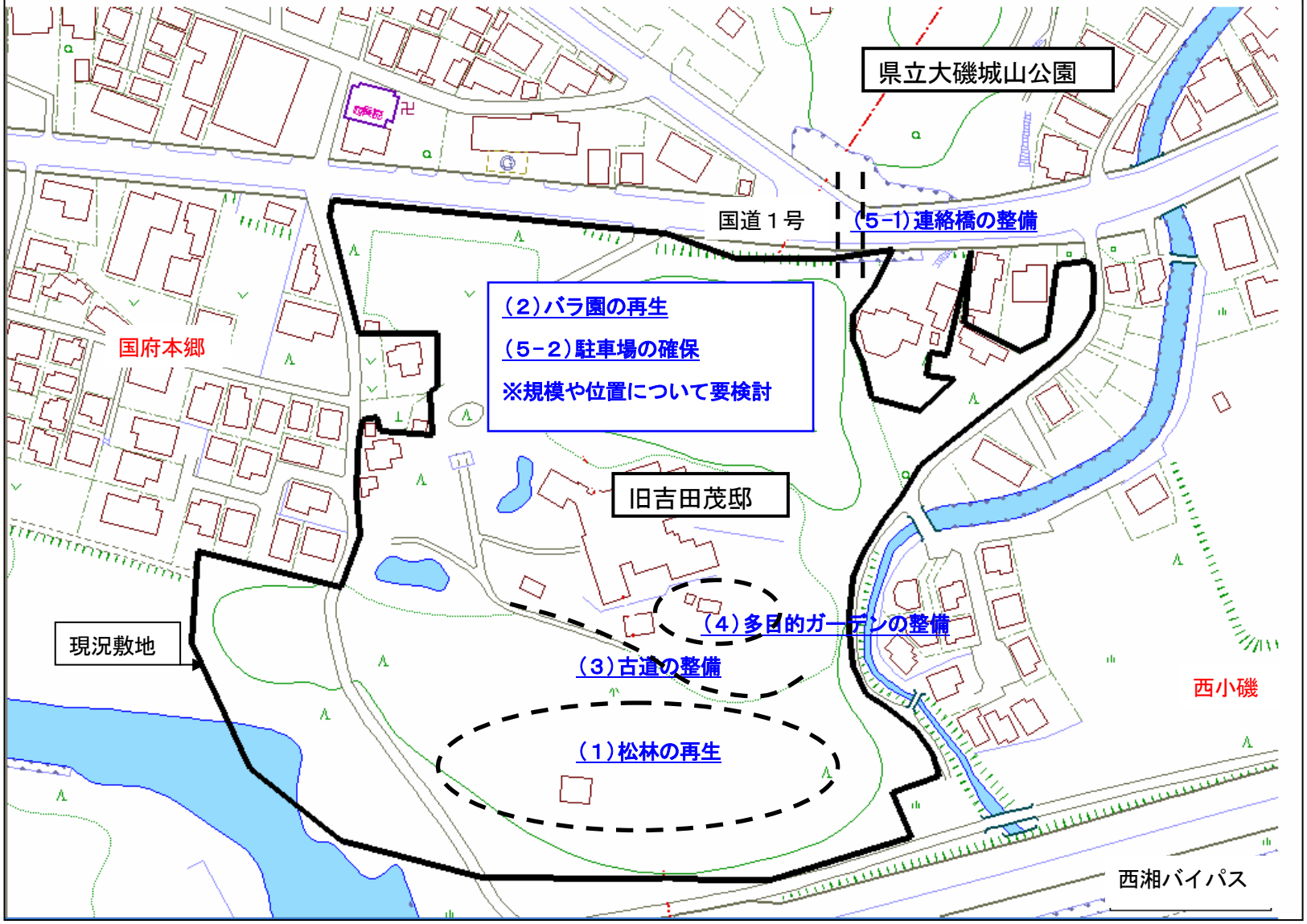
旧吉田茂邸庭園整備に関する要望箇所図